

大和市告示第67号

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年4月1日

大和市長 大木 哲

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市農業振興対策補助金交付要綱（平成20年大和市告示第63号）の一部を次のように改正する。

第6条中「環境保全型農業推進事業補助金及び土地改良事業補助金」を「土地改良事業補助金、環境保全型農業推進事業補助金及び被災農業者向け経営体育成支援事業補助金」に改める。

別表第1 市民朝霧市推進事業補助金の項、補助金名の欄中「市民朝霧市推進事業補助金」を「市民朝霧市等推進事業補助金」に改め、同項補助対象の欄中「市民朝霧市」の次に「等」を加え、同表に次のように加える。

被災農業者向け経営体育成支援事業補助金	平成25年度被災農業者向け経営体育成支援事業及び平成26年度被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について（平成25年度の大雪）（平成26年3月28日付け25経営第3950号農林水産省経営局長通知。以下「通知」という。）別紙に定める事業内容に要する経費	1 通知別紙に定める対象となる気象災害による農業被害を受けた農業者（本市で農業経営が継続される場合に限る。）又は当該農業者が組織する団体であること。 2 補助対象事業が、平成26年2月8日以後に着手するものであること。
---------------------	--	--

別表第2 市民朝霧市推進事業補助金の項補助金名の欄中「市民朝霧市推進事業補助金」を「市民朝霧市等推進事業補助金」に改め、同表に次のように加える。

被災農業者向け経営体育成支援事業補助金	1 撤去等については、対象となる被災施設の面積に通知別紙に定める助成単価表の助成単価を乗じて得た額又は補助対象事業に要する経費のいずれか低い方の額	融資等活用型補助事業対象経営体調書	
---------------------	---	-------------------	--

	<p>2 再建、修繕等については、補助対象事業に要する経費に10分の9を乗じて得た額の範囲内で、市長が必要と認める額</p> <p>3 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第83条第1項第6号に規定する園芸施設共済による共済金の支払いを受けている場合は、前2号に規定する補助金の額から支払われた共済金に2分の1を乗じて得た額（補助対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額を上限とする。）を控除した額とする。</p>	
--	--	--

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。